

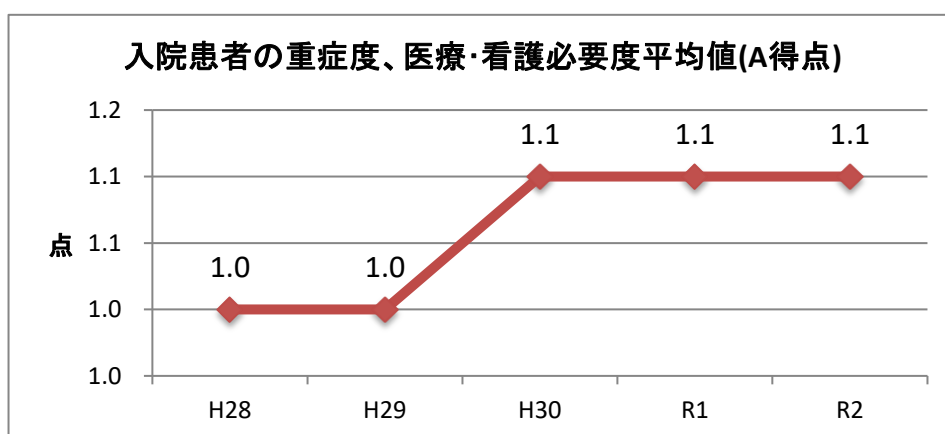
G 一般病棟における重症度、医療・看護必要度

重症度、医療・看護必要度は、診療の補助業務及び療養上の世話など、患者の提供されるべき看護量を計測するツールです。診療報酬において「基準を満たす患者の割合」が25%以上というのが7対1入院基本料の算定要件とされ、日々の評価が必須となっています。また、看護必要度は広く患者の看護の必要度を評価する項目として用いられていることから、マネジメントツールとして日々の評価データを用いて看護師の配置や看護師の応援体制を構築するためなどに用いています。

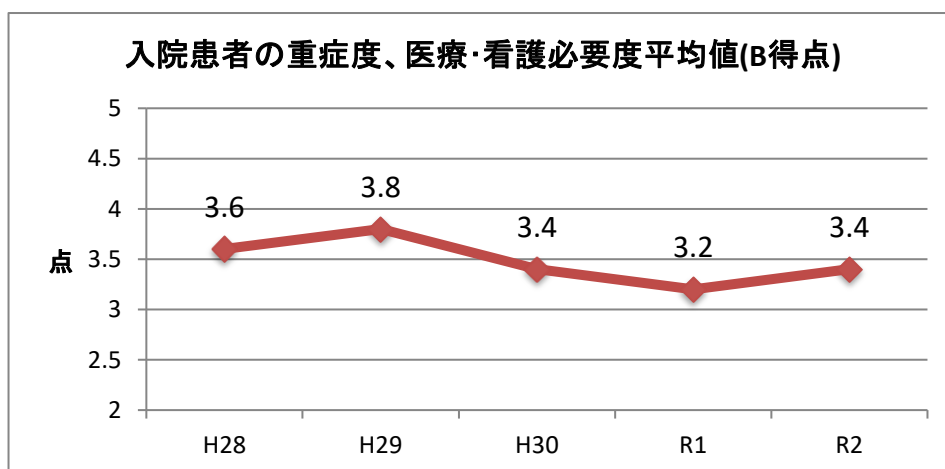
当院では必要度評価の妥当性・信頼性を高めるために計画的に評価者育成および評価内容、看護記録の監査をおこなっています。

20. 一般病棟入院患者の重症度、医療・看護必要度平均値

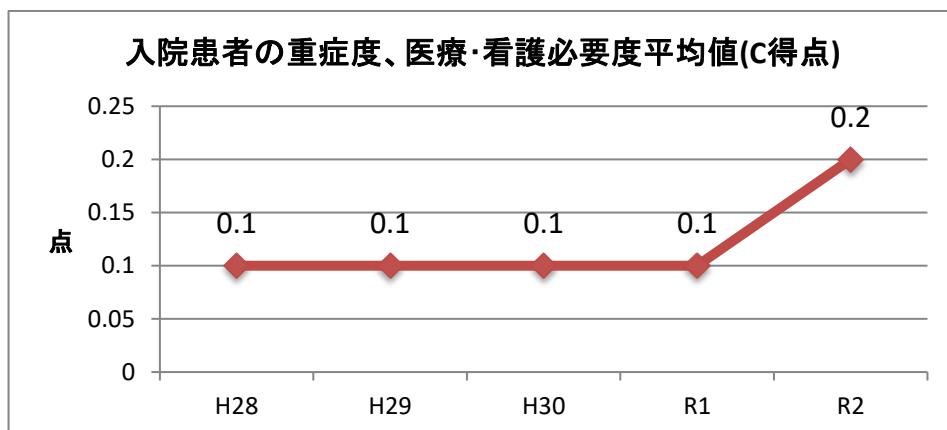
A得点平均値：1.1点



B得点平均値：3.4点

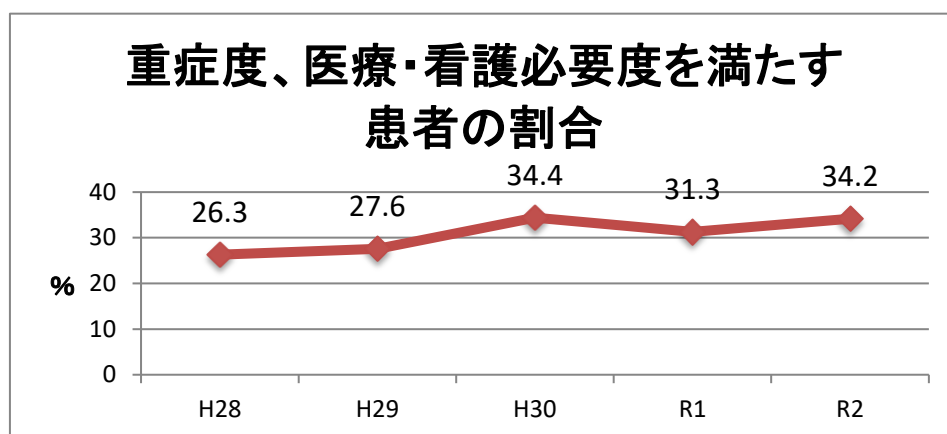


C得点平均値：0.2点



21. 一般病棟の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす

患者の割合：34.2%



分子：「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」において、次の①～③のいずれかに該当する患者延べ人数。①A得点2点以上かつB得点3点以上、②A得点3点以上、③C得点1点以上

分母：看護必要度を算定した病棟の在院患者延べ人数
×100 (%)

※平成30年度診療報酬改定により、重症度、医療・看護必要度の評価方法は2通りとなった。当院が選択した重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいては、A・C項目は診療実績データにより評価する。急性期一般入院基本料（旧7対1相当）の基準を満たす患者割合は29%である。